

新エネルギー推進に係る技術開発支援事業助成金交付要綱

(制定) 令和4年12月12日付4都環公地温第2296号
(改正) 令和5年6月14日付5都環公地温第1073号
(改正) 令和6年5月20日付6都環公地温第1282号
(改正) 令和7年6月13日付7都環公地温第2149号
(改正) 令和8年6月15日付8都環公地温第1603号
(改正) 令和8年6月17日付8都環公地温第2665号

(通則)

第1条 新エネルギー推進に係る技術開発支援事業助成金（以下「本助成金」という。）の交付については、本要綱の定めるところによる。

(本助成金の交付目的)

第2条 本助成金は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、新エネルギー推進に係る技術開発支援事業実施要綱（令和4年10月26日付4産労産新第177号）の規定する事業の実施を通じ、東京で活動する複数の企業からなるグループが行う新エネルギー及び当該エネルギーの利活用促進に資するシステム・製品・サービスに係る調査研究・技術開発・実証・実装・普及までの取組に要する経費の一部を助成することにより、東京の脱炭素化を推進するとともに、東京の産業振興と、更なる経済成長の礎である安定的で、経済合理性のあるエネルギーシステムのより一層の確立に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「新エネルギー」とは、第2条の交付目的に合致し、社会へ普及することが期待されるエネルギーをいう。
- 二 「助成事業」とは、本助成金の交付決定を受けた事業をいう。
- 三 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- 四 「大企業」とは、前号の規模を超える者とする。
- 四の2 「都内中小企業」とは、東京都内で実質的に事業を行う中小企業者をいう。
- 四の3 「都内大企業」とは、東京都内で実質的に事業を行う大企業をいう。
- 四の4 「共同企業体」とは、原則として、第5条一から七まで及び別紙1の要件をすべて満たす複数の企業の集合体をいう。
- 四の5 「構成企業」とは、共同企業体を構成する企業のうち、公社から直接本助成金の交付を受ける権利を有し、助成事業の実施及び事業目標の達成に向けた責を負う者をいう。
- 四の6 「協力企業」とは、共同企業体を構成する企業のうち、助成事業の実施において必要な技術を保有し、又は商流において重要な役割を担う者であって、公社から直接本助成金の交付を受けない者をいう。
- 四の7 「代表企業」とは、構成企業のうち、助成事業者及び助成事業の全体を統括し、中核となって助成事業を実施し、牽引する都内大企業又は都内中小企業をいう。共同代表を置くことを妨げない。
- 四の8 「助成事業者」とは、本助成金の交付決定を受けた共同企業体をいう。

五 「財産」とは、助成事業により取得又は効用が増加した設備、研究開発物、試作品その他成果物の総称をいう。

六 「設備」とは、助成事業により取得又は効用を増加した機械装置、工具器具、プラント、施設その他備品をいう。

七 「知的財産権」とは、次の各号に示す産業財産権を受ける権利、産業財産権、著作権、及び発明等をいう。

ア 「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権及び育成者権並びに外国における上記各権利に相当する権利をいう。

イ 「著作権」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利並びに外国における上記権利に相当する権利をいう。

ウ 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

（ア） 特許法（昭和34年法律第121号）第2条に規定する発明

（イ） 実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条に規定する考案

（ウ） 意匠法（昭和34年法律第125号）第2条に規定する意匠の創作

（エ） 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条に規定する回路配置の創作

（オ） 種苗法（平成10年法律第83号）第2条に規定する植物体の品種の育成

（カ） 著作物の創作

（キ） ノウハウの案出

八 「助成期間」とは、本助成金の交付決定の日から5年以内で、本助成金の交付申請時に申請者が設定した、公社から助成対象経費について助成金が支払われる期間のことをいう。助成期間は、公社の別に定める期間に区切られ、それぞれの期間を「期」とする。

九 「報告期間」とは、助成期間終了日の翌日から起算して5年間をいう。

十 「社会実装計画期間」とは、助成期間及び報告期間を合わせた期間をいう。

十一 「成果指標」とは、事業目標、達成指標その他助成事業において達成を目指す指標をいう。

十二 「軽微な変更」とは、第15条の2に定める要件を満たす変更をいう。

十三 「重要な変更」とは、第15条の3に定める変更をいう。

十四 「一時中断」とは、第15条の4に定めるところにより、助成事業の遂行を一定期間停止し、当該期間を助成期間の算定から除外する取扱いをいう。

十五 「重要インシデント」とは、社会実装計画期間中に本助成金又は助成事業の運営に関連し、助成事業の実施に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事象をいう。

十六 「対象収益」とは、本助成金の交付を受けて実施された助成事業に係る取組により、又は当該取組により取得若しくは形成された設備、技術、成果物等を用いて生じた収益であって、本助成金の交付との間に相当因果関係を有すると公社が認めるものをいう。

十七 「口座管理企業」とは、助成金の入金口座の管理を委任された構成企業をいう。

(代表企業の役割)

第3条の2 削除

(助成対象事業)

第4条 本助成金の助成対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、新エネルギー及び当該エネルギーの利活用促進に資するシステム・製品・サービスに係る調査研究・技術開発・実証・実装・普及に向けたもので、第2条に示す本助成金の交付目的に合致し、本助成金の助成対象となりうる取組のことをいう。なお、調査研究から普及に至る段階のうち、一部の段階のみを行う取組を助成対象事業とすることを妨げない。

- 2 助成対象事業は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。
 - 一 取組の成果が前項に定める本助成金の目的に資する取組であること。
 - 二 取組の実施場所は、原則として都内であること。ただし、実装に至るまでの段階において、一部の取組を都外で行うことを妨げない。
 - 三 本助成金の交付申請時において想定される総事業費が10億円以上であること。
 - 四 国又は地方公共団体その他の公的機関が実施する他の補助金、助成金、委託費その他これらに類する制度との重複受給がないこと。ただし、対象経費が明確に区分できるものはこの限りでない。
 - 五 取組の成果物、購入設備・物品、取組に携わる人員、経理書類その他公社が必要と認める事項について、現物確認その他の確認が可能であること。
 - 六 その他公社が別に定める要件を満たすこと。

(助成対象事業者)

- 第5条 本助成金の助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、原則として、次の一から七まで及び別紙1の要件をすべて満たす複数の企業の集合体（以下「共同企業体」という。）のことをいう。
- 一 共同企業体には、都内大企業の構成企業を1者以上含むものとする。
 - 二 共同企業体には、都内中小企業を1者以上含むものとする。
 - 三 二にいう都内中小企業は、構成企業の大企業といわゆるグループ企業（財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社）の関係にない者であること。
 - 四 二にいう都内中小企業の共同企業体への参加は、第4条に示す段階のうち、実装に至るまでの段階であることを妨げない。
 - 五 共同企業体を構成する企業のうち、構成企業の1者を代表企業としなければならない。
 - 六 助成対象事業において特に重要な役割を担う者については、構成企業又は協力企業に加えなければならない。
 - 七 助成事業において中核を担う技術を保有する者については、構成企業に加えなければならない。

(助成対象経費)

- 第6条 本助成金の助成対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費のうち、別紙2に定めるものとする。
- 2 消費税及び地方消費税に相当する額は、助成対象経費に含めないものとする。
 - 3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は助成対象経費としない。
 - 一 助成事業者が実質的に負担していないと認められる経費
 - 二 取引先、委託先、外注先その他の相手方からの値引き、割戻し、キャッシュバック、ポイント還元その他これらに類する還付等により、助成事業者の実質的負担額を超える部分の経費
 - 三 購入者・所有者・サービス享受者が一致しない物品の購入経費
 - 四 公社が社会通念上不適切と認める経費
 - 五 その他公社が助成対象経費として適当でないとして認める経費
 - 4 助成対象経費の中に、助成事業者の自社調達分又は別に定める資本関係その他特別の関係を有する者からの調達分がある場合（他の会社を経由した場合並びに委託又は外注の再委託先若しくは下請先に該当する場合を含む。）には、本助成金の交付目的及び調達の合理性に照らし、原則として、利益等排除を行った額を助成対象経費とするものとする。
 - 5 助成対象経費の支払は、原則として、当該助成対象経費を負担する構成企業本人が行わなければならない。ただし、公社が別に認める場合は、この限りでない。

(助成金の交付額)

第7条 本助成金の助成対象経費に対する助成金額及び助成限度額等は、次のとおりとする。

一 助成率

助成対象経費の3分の2以内

二 助成限度額

最大30億円

三 助成対象となる事業規模

助成対象事業の交付申請時に計画する助成対象経費のほか、消費税等の助成対象外経費を加えた、第8条に規定する助成期間中における助成事業の実施に要する総額（以下「総事業費」という。）が10億円以上の取組を助成対象事業とする。

(助成の期間)

第8条 本助成金の助成期間、報告期間及び社会実装計画期間は、第3条第八号から第十号までに定めるとおりとする。

(交付決定の取消等)

第8条の2 削除

(助成金の交付申請)

第9条 公社は、次により助成金の交付申請を受け付けるものとする。

一 公募

二 その他、公社が特に必要と認めたとき

- 2 助成金の交付を申請しようとする助成対象事業者（以下「交付申請者」という。）の代表企業は、助成対象事業（本助成金の交付決定後は助成事業）を実施するための体制を整えるとともに、公社が別に定める期日までに、助成金交付申請書（様式第1号）等（以下「申請書等」という。）を公社に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による交付申請手続きは、代表企業が行うものとし、構成企業以外の第三者に代行させてはならない。
- 4 交付申請者の代表企業は、申請書等の提出に当たり、公社が別に定める様式による誓約書を、代表企業及び構成企業それぞれに作成させ、これを申請書等と併せて公社に提出しなければならない。

(助成金の交付決定前審査)

第10条 公社は、交付申請書を受理した場合は、当該交付申請書の内容について確認の上、別に定める審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき、助成金の交付対象の事業として選定するため、外部有識者の意見を徴し、審査を実施する。

(助成金の交付決定)

第11条 公社は、審査要領に基づき実施した審査の結果、助成金の交付が適切と認められるものについて、本助成金の助成上限額の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 公社は、助成事業者に対する前項の決定において、交付する場合には、助成金交付決定通知書（様式第2号）により代表企業へ通知するものとする。
- 3 公社は、前項の交付決定を行うに当たり、必要に応じて、助成対象事業の内容その他の事項について、東京都（以下「都」という。）と協議の上、当該交付決定に条件を付し、又は助成事業者に

対して措置を求めることができる。

(事業中止の申請)

第11条の2 削除

(申請の撤回)

第12条 助成事業者は、第11条第1項の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、助成金の交付の申請を撤回するときは、同条第2項の助成金交付決定通知書を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届（様式第3号）を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の届出書の提出があった場合、都へ報告するものとする。

3 前二項の規定は、第11条第2項の助成金交付決定通知書を受領する前に交付申請を取下げの場合においても準用する。

(助成事業者の名称等の変更)

第13条 助成事業者は、社会実装計画期間中に助成事業者の構成企業及び協力企業の商号又は屋号、本店及び東京都内にある支店の所在地、並びに代表者等について変更があったときは、変更届（様式第4号）の提出により、速やかに公社に報告しなければならない。

(助成事業者の構成の変更)

第14条 助成事業者が、助成期間中に構成企業及び協力企業の構成を変更しようとするとき、又は報告期間中に構成企業の構成を変更しようとするときは、別に定めのある場合を除き、助成事業者の構成の変更は、第15条の3に定める重要な変更として取り扱うものとする。

2 前項にいう助成事業者の構成の変更とは、次のいずれかに該当するものを指す。

一 助成事業者に新たな構成企業又は協力企業を追加するとき

二 助成事業者から構成企業又は協力企業を除くとき

三 構成企業又は協力企業の支配株主の変更、他社との吸収合併・新設合併、会社分割、事業譲渡、株式交換・株式移転等により、当該構成企業の組織形態や事業継続に重大な変更が生じるとき

四 構成企業又は協力企業が事業の全部又は一部を他の法人に権利義務の承継を伴う包括承継・個別承継等を行おうとするとき

五 構成企業又は協力企業が法人の解散、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他これらに類する状態に陥ったとき

3 公社は、前項に示す助成事業者の構成の変更が行われるとき、助成事業の適切な継続や、本助成金によって取得した財産及び知的財産権の保全を図るため、助成事業者に対し必要な措置を指示することができる。

(伴走支援に関する役割と責任の整理)

第14条の2 助成事業において公社又は都が行う助言、確認、意見提示その他の支援並びに公社若しくは都の求めに応じて助成事業に関与する第三者が行う助言、確認、意見提示その他の伴走支援は、助成事業者の経営判断又は事業判断を代替するものではない。

2 助成事業の実施に関する最終的な判断及び意思決定並びにその結果についての責任は、助成事業者に帰属するものとする。

3 前二項に規定する助言、確認、意見提示その他の支援は、当該判断又はその結果を保証するものではなく、公社、都又は本事業に関与する第三者は、当該判断に代わって責任を負うものではない。

(助成事業の変更)

- 第15条 助成事業の実施にあたり、助成事業者が事業計画、実施内容、実施体制又は助成対象経費等について変更を行おうとする場合には、その内容に応じ、本要綱第13条、第14条並びに第15条の2から第15条の4までの各条項に基づき、代表企業が所定の手続を行うものとする。
- 2 公社は、変更の内容が助成事業の目的等と照らして適切であるか確認を行うものとし、助成対象として適切でないと認めた場合は、その変更を承認しない。
 - 3 公社は、助成事業の変更を認めるにあたり、必要に応じて条件を付すことができる。
 - 4 第15条の2第1項第四号及び第3項並びに第15条の3第六号に規定する助成対象経費の配分変更又は内容変更に係る額は、同一事業年度内に行われた当該変更額を累計して算定するものとする。
 - 5 同一事業年度内に複数回の前項の変更が行われる場合におけるこれらの規定の適用区分は、当該累計額により判断するものとする。

(軽微な変更)

- 第15条の2 次の各号のすべてに該当する変更は、軽微な変更として、あらかじめ公社の承認を要しないものとする。
- 一 助成事業の目的及び事業目標、達成指標を変更しないこと。
 - 二 事業期間、実施体制の基本構成又は事業の中核となる技術若しくは取組の方向性を変更しないこと。
 - 三 交付決定額の増額を伴わないこと。
 - 四 助成対象経費の配分変更、若しくは、内容変更であって、変更後における各経費項目の増減額の合計が、交付決定額のおおむね10%以内であること。
 - 五 当該変更が、事業の進捗、技術的知見の深化、市場環境の変化その他合理的な理由に基づき、助成事業の成果の最大化に資すると認められること。
- 2 前項の軽微な変更については、代表企業は、公社が別に定める区分に基づき、変更実施後にその内容を届け出るものとする。
- 3 前1項各号(第二号を除く。)のいずれにも該当し、かつ、事業の中核となる技術若しくは取組の方向性に変更が及ばない協力企業の変更の場合は、軽微な変更として取り扱うものとする。
- 4 第1項各号(第三号を除く。)のいずれにも該当し、かつ、交付決定額の増額が、社会経済情勢の変化に起因するやむを得ない事情による増額と認められる場合には、軽微な変更として取り扱うものとする。
- 5 第1項各号(第四号を除く。)のいずれにも該当し、かつ、助成対象経費の配分変更若しくは内容変更であって、変更後における各経費項目の増減額の合計が交付決定額の10%を超え25%以内であるものは、軽微な変更として取り扱うものとする。
- 6 前三項の軽微な変更については、代表企業は、公社が別に定める区分に基づき、変更実施前にその内容を届け出るものとする。

(重要な変更)

- 第15条の3 次の各号のいずれかに該当する変更は、前条に規定する軽微な変更には該当しない変更(以下「重要な変更」という。)とし、代表企業は、あらかじめ公社の承認を受けなければならない。この場合において公社は、都と協議の上、承認の可否を判断するものとする。
- 一 助成事業の目的又は事業目標の変更
 - 二 助成事業の中止又は廃止
 - 三 事業期間の変更

- 四 助成事業の一時中断（第15条の4の規定に基づき助成期間の算定から当該期間を除外する取扱いをいう。）
- 五 交付決定額の増額を伴う変更
- 六 当該流用による変更額の累計が交付決定額の25%を超える変更
- 七 社会実装の対象、提供先又は想定される市場の根本的な変更
- 八 助成事業者の構成の変更（事業の中核となる技術若しくは取組の方向性に変更が及ばない協力企業の変更は除く。）
- 九 前各号に掲げるもののほか、助成事業の全体構造又は成果に重大な影響を及ぼすと認められる変更
- 2 助成事業者は、重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第6号）その他公社が必要と認める書類を公社に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 公社は、前項の申請を受けたときは、必要に応じて都と協議の上、その内容が本助成金の交付目的及び助成事業の成果最大化の観点から妥当であると認める場合に限り、これを承認するものとする。
- 4 本条第1項における重要な変更のうち、次の各号に掲げる事項については、公社は、当該変更の実施前に、原則として外部有識者等の意見を徴し、承認の可否に係る判断を行うものとする。
- 一 交付決定額の10%を超える増額を伴う変更。ただし、社会経済情勢の変化に起因するやむを得ない事情による増額と認められる場合を除く。
- 二 社会実装の対象、提供先又は想定される市場等の事業内容の根本的な変更
- 三 助成事業における代表企業、コア技術を有する構成企業の交代など、事業の実現可能性に影響する助成事業者の構成の変更
- 5 公社は、前項の承認をしたときは、助成事業計画変更承認通知書（様式第7号）により、代表企業に通知する。
- 6 公社は、前項の承認に当たり、必要に応じて条件を付し、又は申請内容を変更して承認することができる。

（助成事業の一時中断）

- 第15条の4 事業環境又は技術的条件の変化又は事故、災害、法令上の要請その他これらに準じるやむを得ない事由（以下「やむを得ない事由」という。）により、当初計画に基づく助成事業の遂行を継続することが困難である一方、一定期間経過後に再開し、助成事業の目的を達成し得る合理的見込みがある場合には、代表企業は、公社に対し、助成事業の一時中断を申し出ることができる。
- 2 公社は、前項の申請を受けたときは、都と協議の上、前項の一時中断の可否、一時中断の期間その他必要な条件について、助成事業の状況、再開可能性及び助成事業の成果最大化への影響を踏まえ、あらかじめ都と協議の上、対応を定めるものとする。
- 3 前項により一時中断が認められた期間は、助成期間の算定に算入しないものとする。
- 4 前項の取扱いは、助成期間の延長を意味するものではなく、助成期間の算定に当たり、一時中断期間を除外する取扱いとする。
- 5 当該一時中断に至るまでに助成事業者が要した費用については、当該費用が助成目的に適合し、かつ、助成事業の実施に必要かつ合理的な範囲のものである限りにおいて、助成対象経費とすることができる。
- 6 一時中断期間中に発生する費用については、原則として助成対象外とするものとする。ただし、設備、成果物又は知的財産の保全、安全確保、再開準備その他一時中断の趣旨に照らして必要最小限と認められる費用については、公社は、あらかじめ都と協議の上、当該助成事業ごとに、助成対象とするか否か及びその条件を定めるものとする。
- 7 公社は、一時中断期間中において、当該助成事業の再開可能性又は中止・廃止の可否を判断する

- ために必要があると認める場合には、代表企業に対し、事業環境の変化、係争・許認可の状況その他必要な事項について、適切な方法により状況の報告又は説明を求めることができるものとする。
- 8 一時中断から助成事業を再開しようとする場合には、代表企業は、再開後の事業計画の提出とともに、公社に対し再開の承認申請を行わなければならない。
 - 9 公社は、前項の申請について、再開後の事業計画が助成事業の目的を達成し得るものであるか、助成事業の成果最大化及び社会実装に資するものであるか等の観点から審査を行い、あらかじめ都と協議の上、再開の可否及び条件を定めるものとする。
 - 10 一時中断からの再開の期限は、都が別に定める助成事業において民間事業の発掘・公募及び採択を行う期間の終期を超えないものとする。
 - 11 再開後の助成金の交付は、都が別に定める助成事業における助成金の交付期間の終期までに行われる範囲内とする。
 - 12 一時中断期間中において、助成事業の再開が客観的に困難であると認められる場合には、公社は、あらかじめ都と協議の上、代表企業に対し、助成事業の中止又は廃止の検討を求めることがある。
 - 13 前項に基づき助成事業を中止又は廃止する場合の取扱いについては、本要綱第17条及び第24条その他関係規定に従うものとする。
 - 14 本条第9項に基づき提出された再開後の事業計画の内容が、一時中断前の事業計画と比較して、助成事業の全体構造又は成果に重大な影響を及ぼすと認められる場合には、当該再開に係る対応について、公社は、あらかじめ都と協議の上、必要に応じて外部有識者の意見を聴取し、その取扱いを定めるものとする。

(助成事業遅延等の報告)

第16条 代表企業は、助成期間内に事業目標の達成が困難となったと見込まれるときは、速やかに遅延（事故）報告書（様式第8号）を公社に提出する。助成事業者は、事後の対応について公社の指示に従うものとする。

(重要インシデントの報告)

第16条の2 助成事業者は、社会実装計画期間中に、本助成金の交付又は助成事業の実施に関連し、助成事業の実施に重大な影響を及ぼすおそれのある重要インシデントが発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに遅延（事故）報告書（様式第8号）を公社に提出しなければならない。

- 2 前項の報告は、原則として代表企業を通じて行うものとする。ただし、当該重要インシデントの性質、緊急性その他の事情により、代表企業を通じた報告が困難又は著しく遅延するおそれがある場合には、構成企業又は助成事業に関与する関係者は、直接公社に対して報告を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定に基づき、代表企業以外の者が公社に報告を行った場合には、当該報告を行った構成企業等は、当該報告内容について、速やかに代表企業に共有しなければならない。代表企業は、本項に基づく共有を受けた場合には、助成事業者としての対応方針の整理その他必要な対応を行うものとする。
- 4 前各項の重要インシデントには、次に掲げる事象を含むものとする。ただし、これらに限られるものではない。
 - 一 情報の漏えい、不正アクセス、サイバー攻撃その他情報セキュリティに関する重大な事象
 - 二 助成事業に係る設備、施設又は技術に関する重大事故、災害又は安全上の問題
 - 三 助成事業の継続、供給、実証又は実装計画に重大な支障を生じさせるおそれのある事象
 - 四 助成事業に関連する法令違反、重大なコンプライアンス上の問題又は訴訟・紛争

五 技術、情報又は供給網に関し、経済安全保障上の観点から重大な影響を及ぼすおそれのある事象

- 5 公社は、重要インシデントに該当すると認める場合には、本要綱第21条に基づき、助成金の交付方法又は資金管理方法の変更、助成金の交付の留保その他必要な措置を講ずることがある。また、必要に応じて、本要綱第23条の2に基づく取扱いを行うことがある。

(助成事業の中止又は廃止)

第17条 代表企業は、助成期間中にやむを得ない事由により助成事業の全部を中止しようとするときは、速やかに中止（廃止）承認申請書（様式第9号）を公社に提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の申請を受けたときは、都と協議の上、その承認の可否及び必要な条件を決定する。
- 3 助成事業者は、助成事業の中止又は廃止後の財産管理、知的財産権管理、助成金の返還、報告その他必要な対応について、公社の指示に従わなければならない。

(緊急事態への対応)

第17条の2 やむを得ない事由により、助成事業の安全確保、事業継続又は重大な損害の発生防止のために即時の対応が必要な場合には、助成事業者は、公社の承認前であっても、必要最小限の範囲で当該対応を実施することができる。

- 2 前項の場合において、助成事業者は、当該対応の内容、理由及び支出した経費について、実施後速やかに公社へ報告しなければならない。
- 3 前項に係る経費が助成対象となるか否かについては、公社が事後的に確認及び判断を行うものとする。

(助成事業の報告)

第18条 代表企業は、助成期間の最終期を除く各期の終了時に、助成事業の遂行状況について、遂行状況報告書（様式第10号）を公社の別に定める期日までに公社に提出しなければならない。

- 2 代表企業は、助成期間が終了したときは、助成事業実績報告書（様式第11号）を公社の別に定める期日までに公社に提出しなければならない。
- 3 前項の報告書には、助成事業に基づいて獲得した知的財産権について、助成期間中に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、その旨を記載しなければならない。

(知的財産権に関する事前報告)

第18条の2 助成事業者は、助成事業に基づき社会実装計画期間中に獲得し、又は獲得しようとする知的財産権について、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として当該行為の実施前に、その内容を公社に報告しなければならない。

- 一 新たに出願し、若しくは取得しようとするとき、又は当該出願若しくは取得に係る手続を開始しようとするとき
- 二 当該知的財産権を譲渡し、又は実施権を設定しようとするとき
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該知的財産権が国外において管理、利用又は制御されるおそれが生じる行為をしようとするとき
- 2 前項の報告に当たっては、助成事業者は、当該知的財産権の内容の秘匿性に配慮しつつ、公社が当該行為の概要及び助成事業への影響を把握するために必要最小限の事項を報告すれば足りるものとする。公社は、当該報告において、技術上の詳細、明細書、請求項その他これらに類する情報の提出を、当該把握の目的を達成するために必要最小限の範囲を超えて求めないものとする。

- 3 公社は、第1項の報告により得た情報について、法令に基づく守秘義務及び本要綱第35条（秘密保持）及び第36条（個人情報の取扱い）の趣旨を踏まえ、適切に取り扱うものとする。
- 4 第1項の報告は、原則として代表企業を通じて行うものとする。ただし、当該報告の性質、期限の制約その他の事情により、代表企業を通じた報告が困難又は著しく遅延するおそれがある場合には、構成企業は、直接公社に報告を行うことができるものとする。この場合において、当該報告を行った構成企業は、当該報告内容を速やかに代表企業に共有しなければならない。
- 5 次の各号のいずれかに該当し、客観的に事前の報告を行うことが困難である場合（以下本条において「事前報告が困難な事情」という。）には、助成事業者は、第1項の規定にかかわらず、当該行為の実施後速やかに報告することをもって足りるものとする。
 - 一 法令又は出願手続上の期限その他これに類する客観的な期限の制約により、事前に報告する時間的余裕がない場合
 - 二 秘密保持義務、裁判所の命令、捜査機関その他公的機関の要請等により、事前に報告することができない場合
 - 三 前二号に掲げるもののほか、助成事業の円滑な実施又は事業機会の確保のため、事前の報告を行うことが客観的状況に照らして合理的に困難であると認められる場合
- 6 公社は、前各項の報告内容その他の事情により、助成事業の継続が経済安全保障上又は都の政策目的の観点から適切でないとは判断する場合には、本要綱第23条の2に基づく取扱いを行うことがある。

（助成事業の検査等）

- 第19条 公社は、第18条第1項に規定する遂行状況報告書及び同条第2項に規定する実績報告書を受理したときは、関係する証憑類と共に必要に応じて現地調査等を行い、事業の進捗、事業目標、達成指標の達成状況、支出した経費の妥当性、事業の成果物及び中間成果物の製作状況及び関連する設備の運転状況等を含めて、その内容を検査及び確認する。
- 2 公社は、助成事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、前項に基づく現地調査等のほか、助成事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む。）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、助成事業者は、当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。
 - 3 前項の検査等を行うにあたり、公社は、必要に応じて助成事業者に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。助成事業者は、助成事業に係る帳票類について適切に整理するとともに、社会実装計画期間の間保管しなければならない。
 - 4 公社は、検査等のため、必要に応じて助成事業者の管理する施設等に立入り、帳簿の調査や物件の確認、その他関係者への質問等を行うことができる。本条第1項の検査等のための調査等を行う場合、助成事業者は、公社に協力しなければならない。
 - 5 公社は、検査等を行うにあたり、第三者を指定してその意見を求め、又は施設等への立入りに立ち合いを求める場合においては、事前に助成事業者へその旨を通知するとともに、公社が指定する第三者にも公社と同様の守秘義務を課すものとする。
 - 6 助成事業者は、公社から求められた場合、取組の成果物、購入設備、物品、取組に関わる人員、経費書類その他公社が必要と認める事項について、その性質に応じ、現物確認その他適切な方法によって確認できるようにしなければならない。
 - 7 助成事業者は、公社から求められた場合、関係した取引先等に対し公社の検査等において参考となる報告や資料の提出について協力を求めなければならない。

（助成金額の確定）

- 第20条 公社は、第18条に規定する報告書の提出を代表企業から受領し、第19条に規定する検査・確

認を経て、その内容等が適正であると認めるときは、交付可能な助成金の額の範囲内で構成企業へ拠出する助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第12号）により、代表企業に確定した助成金の額を通知する。

- 2 前項の規定により確定する助成金の額は、交付決定額（第15条の規定により交付決定額の変更が承認された場合においては、当該変更後の額）とのいずれか低い額とする。

（助成金の交付に関する取扱い）

第21条 構成企業は、前条第1項に示す助成金確定通知書を受領したときは、助成金請求書（様式第13号）を公社に提出するものとする。

- 2 公社は、前項の請求書を受領したときは、公社が別に定める期日において、助成金を交付する。
- 3 助成金の支払は、原則として、期ごとの精算払により行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、公社は、助成事業者において、経営基盤に重大な動揺が生じると見込まれる場合、その他個別事業のこれと同等の状況を踏まえ、必要があると認める場合には、概算払、中間検査による分割払その他適切な方法により助成金を交付することができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、代表企業以外の構成企業が、当該助成事業に係る支出の大部分を担うなど、事業の構造上、助成金の適正な管理又は助成事業により取得若しくは形成される財産の保全を図る観点から、代表企業以外の企業において助成金の管理を行うことが合理的であると公社が認める場合には、公社は、当該構成企業を口座管理企業として指定することができるものとする。
- 6 助成金は、原則として代表企業又は口座管理企業に対して一括して交付する。ただし、代表企業又は口座管理企業の資金繰り悪化、債務不履行、構成企業間の契約、協定又はこれらに準ずる合意に違反した場合その他重大な事由が生じた場合には、公社は、緊急措置として、助成事業者に事前の承認を得ることなく、助成金の交付方法の変更その他必要な是正措置を講ずることができる。この場合、公社は、速やかにその内容及び理由を助成事業者に通知するものとする。
- 7 代表企業又は口座管理企業は、助成金の交付を受けた後、遅滞なく助成事業者内における助成金の分配を完了させ、速やかに構成企業別助成金分配表（様式第14号）を公社に提出しなければならない。

（資金管理上の措置）

第21条の2 代表企業又は口座管理企業の財務状況その他の事情により、助成事業の円滑な運営に支障を生ずるおそれがあると公社が判断した場合には、公社は、次に掲げる措置の全部又は一部を命ずることができる。

- 一 資金管理業務に係る共同管理者の選任
 - 二 構成企業に対する助成金の直接交付
 - 三 分別管理口座の開設及び当該口座への助成金交付先の変更
 - 四 口座管理企業の変更
 - 五 その他公社が必要と認める措置
- 2 代表企業又は口座管理企業の資金繰り悪化、債務不履行、構成企業間協定違反その他重大な事由が生じた場合には、公社は、助成事業の円滑な運営及び助成金の適正な管理を確保するため、助成事業者の承認を得ることなく、助成金の交付先の変更その他必要な是正措置を講ずることができる。

（過大受領の処理）

第21条の3 概算払又は中間検査による分割払により交付された助成金の額が、当該事業年度に係る検査の結果確定した助成金の額を超えることが判明した場合には、公社は、当該過大受領額について、助成事業者に対し、期限を定めて返還を求め、又は翌期以降に交付する助成金の額から相殺す

ることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成期間の最終年度において過大受領が生じた場合には、公社は、当該過大受領額の返還を求めるものとする。

(中間審査)

第22条 公社は、助成事業の進捗状況、成果、事業環境の変化その他必要な事情等を考慮し、助成事業への支援の継続の可否や改善の要否、次段階移行の可否その他必要な事項について交付決定後に追加で審査等を行うことができる。

- 2 公社は、審査の結果として、次条に規定する遂行命令、改善要求、事業の停止及び交付決定の取消しを行うことができる。

(助成事業の遂行及び改善に関する命令)

第23条 公社は、助成事業の内容が、交付決定の内容又はこれに付した条件等に従って遂行されていないと認める場合は、助成事業者に対し、交付決定の内容又はこれに付した条件等に従って助成事業を遂行するよう命じることができる。

- 2 公社は、助成事業の進捗や成果が不十分である場合や、事業継続の妥当性が乏しい場合等について、必要に応じて助成事業者に対して事業の改善を要求することができる。
- 3 公社は、助成事業者が同条第1項及び第2項に規定する命令及び要求に従わないときは、助成事業者に対し助成事業の一時停止を命じることができる。
- 4 公社は、同条第1項及び第2項に規定する命令及び要求をもってしても、助成事業の遂行、又は事業目標の達成が困難であると判断した場合は、都と協議の上、第11条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、公社は、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(助成事業の実施体制及び支配構造に対する特則)

第23条の2 本事業は、エネルギー、環境、先端技術その他、我が国及び都の経済安全保障上、重要な分野に係る取組を対象とするものである。このため、助成事業者は、事業の実施期間中を含め、当該事業の実施体制、資本構成、実質的な支配関係及び技術・成果の管理の在り方について、本助成金の交付目的に照らし、経済安全保障等の観点から適切な状態を維持することが求められるものとする。

- 2 交付申請者（採択後にあっては助成事業者）は、社会実装計画期間中に、次の各号のいずれかに該当する事象が生じ、又は生じるおそれがある場合には、速やかにその内容を公社に申告しなければならない。
 - 一 当該事業者、構成企業又は関係会社について、合併、買収、株式取得、第三者割当増資その他これらに類する行為により、資本構成又は実質的な支配関係に変更が生じる場合
 - 二 外国資本又は外国主体（政府、公的機関又はこれらに準ずる主体を含む。）が、当該事業又は事業者の意思決定若しくは技術・成果の管理に実質的な影響を及ぼすおそれがある場合
 - 三 事業に関連する技術、成果物又は知的財産について、外国において管理、利用又は制御されるおそれが生じた場合
- 3 第2項の規定の遵守状況や、前項に掲げる事象その他の事情により、次の各号のいずれかに該当すると公社が判断した場合には、公社は、都と協議の上、当該助成事業について、交付決定の全部又は一部を取消すことがある。この場合における交付決定の取消し及び助成金の返還その他の取扱いについては、本要綱第24条及び第25条その他関係規定に基づき行うものとする。
 - 一 助成事業者の支配構造又は経営体制の変更により、本助成金の目的に照らし、助成事業を的

確に遂行する主体としての適格性を欠くに至ったと認められる場合

- 二 助成事業によって得られる技術・成果の管理において、我が国産業の国際的な信頼性又はサプライチェーンにおける地位を著しく損なうおそれがある状態となった場合
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該助成事業の継続が、経済安全保障等の観点から適切でないと公社が判断した場合

(交付決定の取消し等)

第24条 公社は、助成事業者等が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取消し、又は必要に応じて条件を付すものとする。

- 一 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく公社及び都の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 公社が認める場合を除き、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき、又は使用しようとしたことが判明した場合
- 三 助成事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適當な行為をした場合
- 四 交付決定の後に生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 五 本助成金を活用した事業に対する公社、国（独立行政法人等を含む。）、都道府県又は区市町村等が助成する他の制度（補助金及び委託金等）との重複受給等が判明した場合（ただし、他の制度と事業の成果及び助成対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。）
- 六 第5条に規定する共同企業体としての要件を満たしていない事実が判明した場合
- 七 構成企業等の変更が助成事業に重大な影響を与える、又は当該変更が助成金の申請以前に行われていれば助成金の交付は認めなかったと公社が判断した場合
- 八 第22条で規定する中間審査の結果、助成事業を継続する妥当性がないと判断された場合
- 九 第23条で規定する改善命令を行った後も改善が見られず、進捗回復及び事業目標達成の見込みがないと公社が判断した場合
- 十 助成事業者又は助成事業に係る外注先の事業者その他助成事業の関係者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であることが判明した場合
- 十一 経済安全保障、情報管理又は供給網管理の観点から重大な問題があり、是正の見込みがないと公社が判断した場合
- 十二 前各号に定めるほか、公社が助成事業として不適切と判断した場合

2 前項の規定は、第21条に規定する交付すべき助成金の額の確定後においても適用するものとする。

3 公社は、第1項の規定により、交付決定を取消した場合は、速やかに当該助成事業者に取消しの内容及び付した条件を通知するものとする。

4 公社は、第1項の規定により、交付決定を取消した場合、並びに、交付申請者の申請書等及び審査における報告内容に偽りがあった場合において、特に必要があると認めるときは、当該助成事業者の氏名又は名称及び取消しに係る事由の内容を公表することができるものとする。

(不正手続等に対する措置)

第24条の2 公社は、交付申請者、助成事業者、構成企業、協力企業、その他本助成金の交付申請又は助成事業の実施に関与する者（以下「交付申請者等」という。）が、偽りその他不正の手段により本助成金の交付に関する手続を行い、若しくは助成事業を実施した場合、又はその他法令、本要綱若しくは公社の指示に違反する行為を行った場合には、当該交付申請者等に対し、次に掲げる措置を講ずることができる。

- 一 第11条の規定による不交付の決定
- 二 第24条の規定による交付決定の全部又は一部の取消し

- 三 第25条の規定による本助成金の返還の請求
 - 四 第26条の規定による違約加算金の請求
 - 五 第27条の規定による延滞金の請求
 - 六 公社が実施する他の助成金等交付事業その他の事務又は事業について、一定期間、助成対象、交付申請、構成企業、協力企業、手続代行その他の関与の対象外とすること
 - 七 氏名又は名称及び不正内容の公表
 - 八 その他公社が必要と認める措置
- 2 前項の場合において、交付申請者等から業務を受託し、又は委託を受けた者が不正行為を行ったときは、当該交付申請者等が当該者と共同して不正行為を行ったものとみなすことができる。ただし、当該交付申請者等が相当の注意を尽くしていたと公社が認める場合は、この限りでない。
 - 3 公社は、第1項に規定する不正行為の有無を確認するため必要があると認めるときは、交付申請者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができる。
 - 4 交付申請者等は、前項の調査に協力しなければならない。

(助成金の返還)

- 第25条 公社は、助成事業者に対し、第23条及び第24条の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。
- 2 公社は、本助成金の交付後、当該助成金の額が、実施要綱、本要綱又は交付決定の内容に照らして交付すべき額を超えることが判明した場合には、助成事業者に対し、期限を定めて、当該超過額の返還を請求することができる。
 - 3 助成事業者は、前二項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該助成金を公社に返還しなければならない。
 - 4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第27条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。
 - 5 公社は、助成事業の実施状況、取消し、中止又は廃止に至った理由その他の事情を勘案し、返還を求めることが適当でないとする場合には、都と協議の上、当該助成金の全部又は一部について返還を求めないことができる。

(違約加算金)

- 第26条 公社は、第23条及び第24条の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により助成金の返還を請求したときは、当該助成事業者に対し、本助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、請求した額につき、年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求することができる。
- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
 - 3 公社は、やむを得ない事情があると認めるときは、都と協議の上、違約加算金の全部又は一部を免除し、又は減額することができる。

(延滞金)

- 第27条 公社は、助成事業者に対し、第25条第1項の規定による本助成金の返還を請求した場合において、当該助成事業者が、公社が指定する期日までに返還すべき額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、返還の期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求することができる。

- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 公社は、やむを得ない事情があると認めるときは、都と協議の上、延滞金の全部又は一部を免除し、又は減額することができる。

(違約加算金及び延滞金の計算)

- 第28条 公社は、第26条第1項の規定により違約加算金を請求した場合において、助成事業者の納付した金額が第26条第1項にて請求した額に達するまでは、当該納付金額は第26条第1項にて請求した額に充てるものとする。
- 2 公社は、前条第1項の規定により延滞金を請求した場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
 - 3 公社は、第26条第1項及び第27条第1項において請求した金額について、やむを得ない事情があると認めるときは、都と協議の上、免除又は減額することができる。
 - 4 公社は、第26条第1項及び第27条第1項において請求する金額は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(相殺)

- 第29条 公社は、助成期間中又は報告期間中に助成事業の実施に伴う収入、又は助成事業者が公社に支払うべき金銭債務があるときは、本要綱に基づいて助成事業者に支払うべき金額と当該債務等の対当額について相殺することができるものとする。

(報告期間における助成事業の事業化報告)

- 第30条 助成事業者は、社会実装計画期間終了時点における事業目標の達成に向け、報告期間においても、事業計画に基づき誠実に事業を継続しなければならない。
- 2 報告期間の各期が終了したときは、助成事業者は、公社が別に定める様式による事業化報告書を作成して、助成事業の事業目標の達成状況について、公社の別に定める期日までに公社に提出しなければならない。
 - 3 公社は、前項の報告に加え、助成事業者が策定した事業計画に基づき、定期的な面談又は協議の機会を設け、事業の進捗状況を確認するとともに、事業改善に資する助言その他必要な支援を行うものとする。この場合において、助成事業者は、公社が要請する面談、ヒアリング等に誠実に応じ、必要な情報提供、助成事業の成果の最大化及び円滑な社会実装を促進することを目的とする事業の改善を実施しなければならない。
 - 4 助成事業者は、助成事業に基づいて獲得した知的財産権について、社会実装計画期間中に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、事業化報告書にその旨を記載しなければならない。

(社会実装計画期間中における財産、知的財産権の管理)

- 第31条 助成事業者は、財産及び知的財産権について、その管理状況を明らかにし、かつ社会実装計画期間の間、適切に保存しなければならない。
- 2 助成事業者は、助成事業が完了した後も助成金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。
 - 3 助成事業者は、財産及び知的財産権について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適正な会計処理を行わなければならない。

(助成事業に係る知的財産権に関する内部規則の整備)

第32条 助成事業者は、助成事業者の役員又は従業員（以下「従業員等」という。）が助成事業の成果に係る国内外における知的財産権につき、従業員等から助成事業者に帰属させる旨の契約を本助成金の交付決定後速やかにその従業員等と締結し、又はその旨を規定する内部規則を定めなければならない。ただし、助成事業者が知的財産権を従業員等から助成事業者に帰属させる旨の契約を助成事業者の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する内部規則を定めており、これらを助成事業に適用できる場合は、この限りでない。

(社会実装計画期間中における財産、知的財産権の処分)

第33条 助成事業者は、財産（取得価格又は増加価格が税抜50万円以上のものに限る。）及び知的財産権について、社会実装計画期間が完了する日までに処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄をいう。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（様式第15号）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した財産（研究開発物は除く。）については、この限りでない。公社は、申請内容が適切であると認めるときは、取得財産等処分承認通知書（様式第16号）によりこれを承認する。

- 2 公社は、前項の承認をした助成事業者に対し、当該承認に係る財産及び知的財産権を処分したときは、助成金に相当する額を限度としてその収入を公社に納付させることができる。この場合において、当該処分に係る公社への納付額は、処分時の収入額及び同対象物の取得価額に対し定額法で定める償却率と残償却年数を乗じた額を考慮し、助成事業者と協議の上、公社が定める。
- 3 助成事業者が、事業目標の達成に資する取組の一環として第1項に規定する処分を行おうとするときは、財産等転用申請書（様式第17号）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。公社は、申請内容が適切であると認めるときは、財産等転用承認通知書（様式第18号）によりこれを承認する。この場合、公社は、承認をした助成事業者に対し、第2項の納付を免除する場合がある。
- 4 助成事業者は、社会実装計画期間内に取得した第1項に規定する財産を廃棄しようとするときは、公社が別に定めるところにより、必要な手続を行わなければならない。

(収益納付)

第33条の2 公社は、社会実装計画期間中に、本助成金によって実施された助成事業に係る取組により、又は当該取組により取得若しくは形成された設備、技術又は成果物等を用いて収益が生じたと認められる場合には、当該助成事業者に対し、別に定めるところにより算定された額を、当該助成事業に対して交付された助成金の確定額を上限として、納付させることができる。

- 2 前項に規定する収益には、本助成金によって調達した原材料・副資材等の売上、又は助成事業に係る設備若しくは成果物を用いて生じた財又はサービスの提供による収益のほか、助成事業の成果に係る知的財産権の実施権の設定、譲渡その他これらに類する行為により生じた収益を含むものとする。
- 3 収益納付の対象期間は、助成期間及び報告期間を合算した期間とする。
- 4 収益納付額の算定方法、助成期間中に収益が発生した場合の特例、報告期間最終年度に収益が計上された場合の特例、再投資による収益納付の代替その他必要な事項は、別に定める。
- 5 助成事業者が、対象収益を、助成事業又は当該助成事業を継承し、若しくは発展させる事業に再投資し、当該再投資が助成事業の成果最大化及び社会への還元に資すると公社が認める場合には、公社は、当該対象収益に係る収益納付の全部又は一部を免除し、又は当該再投資をもって収益納付に代えることができる。
- 6 助成事業者は、各事業年度終了後、公社が別に定める期日までに、対象収益の有無、その算定、

再投資の有無及び内容その他公社が必要と認める事項に関する資料を提出しなければならない。

- 7 本条第1項及び第2項の定めは、知的財産権への実施権の設定及び他への供与により相当の収益が生じた場合においても同様の扱いとする。

(助成事業の広報等)

第34条 公社及び都は、助成事業者の名称及び助成事業のテーマ等について公表できるものとする。

- 2 公社及び都は、助成事業の内容や進捗、成果等について、助成事業者から提出された報告等の全部又は一部のうち、情報を広く公開することが第2条に定める本助成金の交付目的等に合致すると判断できる場合、助成事業者と協議の上、それを公表することができるものとする。この場合、助成事業者は、可能な限り公社及び都の活動に協力するものとする。
- 3 公社及び都は、助成事業の内容や進捗、成果等について、助成事業者と協議の上、発表させることができるものとする。この場合、助成事業者は、可能な限り公社及び都の活動に協力するものとする。
- 4 助成事業者が、助成事業の内容や進捗、成果等について公表しようとするときは、事前に公社に対し別途定める方法により報告を行うものとする。またその場合、特段の理由がある場合を除き、本助成金を活用した結果得られたものであることを明示することとする。

(情報管理及び秘密保持)

第35条 助成事業者は、助成事業の実施に際し知り得た公社及び都、第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

(企業情報及び個人情報等の取扱い)

第36条 公社は、本助成事業の実施に関して知り得た交付申請者、助成事業者及びこれらに係る者の申請書類等に記載された事業者情報、申請内容、交付決定その他本助成事業に関する情報のうち、個人情報を除くもの（以下「企業情報等」という。）について、当該事業者の営業上、技術上その他正当な利益を不当に害しない範囲において、かつ利用目的に照らし必要かつ相当な範囲に限り、本助成事業の円滑な運営及び事業改善並びに第2条に定める本助成金の交付目的の達成のため、都に提供するほか、次に掲げる目的のために利用することができるものとする。

- 一 本助成金事業における審査、交付決定、助成金の支払、進捗管理、検査、確定、事後管理その他適正な執行のため
 - 二 公社が実施する他の助成事業等における審査、交付、適正な執行、重複申請及び重複受給の確認、不正受給の防止並びに制度改善のため
 - 三 国、地方公共団体その他公的機関が行う同種又は関連の補助金、助成金その他支援制度との重複受給の確認のため
 - 四 助成金制度に関する統計分析並びにその結果を活用した制度改善のため
 - 五 都への事業報告並びに都が実施する環境、産業及びエネルギーに関する各種施策への活用のため
 - 六 都及び公社が実施する各種事業、助成金等その他支援施策に関する情報提供のため
- 2 公社は、前項に規定する企業情報等のうち、知的財産権に関する情報については第18条の2の定める事前報告の趣旨及び同条第2項に定める秘匿性への配慮を踏まえ、技術上の詳細、営業秘密その他秘匿性の高い情報については、その性質に応じて適切に取り扱うものとする。
- 3 公社は、第1項の企業情報等のうち、公にされておらず、かつ、その開示又は利用により当該事業者の営業上、技術上その他事業運営上の利益を害するおそれがあるものについては、法令に基づく場合、本助成金事業の適正な執行、都への報告その他公的機関との連携のために必要な場合又は

当該事業者の同意がある場合を除き、第三者に提供し、又は第1項各号に掲げる目的の範囲を超えて利用しないものとする。

- 4 公社は、本助成金事業の実施に関して知り得た情報のうち個人情報（個人情報の保護に関する法律に定めるものをいう。以下同じ。）については、本助成金事業の審査、交付決定、助成金の支払、進捗管理、検査、確定、事後管理、不正受給の防止、都への報告その他本助成金事業の実施に必要な範囲においてのみ利用するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、助成事業者に所属する者の氏名、連絡先その他特定の個人を識別し得る情報については、個人情報として取り扱うものとする。
- 6 公社は、個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法令、公社の個人情報の保護に関する規程及びプライバシーポリシーに基づき、適切に管理するものとし、その取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法令、公社の個人情報の保護に関する規程及びプライバシーポリシーに基づき、適切に管理するものとする。
- 7 公社は、法令に基づく場合、本人の同意がある場合その他公社の個人情報の保護に関する規程に基づき認められる場合を除き、個人情報を第三者に提供し、又は本人以外の者から収集しないものとする。
- 8 交付申請者及び助成事業者は、本助成事業に関して公社に必要な情報を提供するに当たり、前各項に定める企業情報等及び個人情報の取扱いについて、公社が別に定める誓約書の提出その他公社が適当と認める方法により確認し、了承した上で、これを行うものとする。この場合において、交付申請者及び助成事業者は、公社に提供する個人情報について、個人情報保護法その他の関係法令に従い、適法に取得し、及び提供するものとする。
- 9 本条に定めのない事項については、企業情報等については公社の情報管理に関する規程その他の関連規程により、個人情報については公社の個人情報の保護に関する規程及びプライバシーポリシーにより取り扱うものとする。

（損害賠償責任）

- 第37条 公社及び都は、助成事業に関して助成事業者又は第三者が被った損害について、公社又は都の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- 2 助成事業の実施にあたり、助成事業者が公社、都又は第三者に損害を与えたときは、助成事業者は与えた損害を賠償する責を負う。
 - 3 前項の場合において、助成事業者が損害を与えた第三者の求めに応じ、公社又は都が助成事業者に代わってその損害を賠償した時は、助成事業者は、公社又は都が賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を、公社又は都に賠償する責を負う。
 - 4 助成事業における進捗管理上の指示や関与及び第23条に規定する改善命令は、本条第1項における公社又は都の責めに帰すべき事由に該当しないものとする。

（不可抗力）

- 第38条 公社及び助成事業者は、天災その他の不可抗力により助成事業の全部又は一部の履行が不能になった場合、相手方との協議の上、助成事業又は交付決定の内容の全部又は一部を変更、中止若しくは取消すことができる。

（危険負担等）

- 第39条 前条の規定によって助成事業又は交付決定の内容の全部又は一部が変更、中止若しくは取消された場合において、既に交付された助成金があるときは、その扱いについて公社と助成事業者は誠意をもって協議の上、対応を定めるものとする。

(準拠法令、基準時間、使用言語及び合意管轄)

第40条 助成事業における準拠法令、基準時間、使用言語は本条に規定するところによる。

- 一 本要綱及び要綱で定められた文書、書類、報告書及び助成事業に係る通知等の成立、解釈及び効力は、日本国で効力を有する法令に準拠するものとする。
- 二 本要綱及び要綱で定められた文書、書類、報告書及び助成事業に係る通知等に定めのある期間の始期及び終期は、日本標準時間による。
- 三 本助成金の交付において用いる言語は日本語とし、助成事業者から公社へ行う報告等についても同様とする。ただし助成事業者が他国の言語の使用を求める場合は、公社が認める場合においてはその限りではない。
- 四 助成事業に関して公社又は都と助成事業者の間でなんらかの紛争が生じ、協議をもっても円満に解決できない場合については、日本国の法律に準拠して対応するとともに、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第41条 公社及び助成事業者は、社会実装計画期間が終了し、又は第17条の規定による中止、第24条の規定による取消しの場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

- 一 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの
第13条から第29条まで、第30条第5項、第31条から第36条まで、第27条、第39条、第40条第四号
- 二 社会実装計画期間の終了、中止した日又は取消しした事業年度の終了日の翌日から1年間効力を有するもの
第30条第3項

附則（令和4年12月12日付4都環公地温第2296号）

この要綱は、令和4年12月12日から施行する。

附則（令和5年6月14日付5都環公地温第1073号）

この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

附則（令和6年5月20日付6都環公地温第1282号）

この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

附則（令和7年6月13日付7都環公地温第2149号）

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

附則（令和8年6月15日付8都環公地温第1603号）

- 1 この要綱は、令和8年6月15日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、原則として、令和8年度以降に申請された助成事業に適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際、現に実施中の助成事業についても、公社と助成事業者が協議の上、公社が必要と認める規定を適用することができる。この場合において、適用の範囲その他必要な事項は、助成事業ごとに、かつ、規定ごとに、公社と助成事業者が協議の上、定めるものとする。
- 4 前項の適用に伴い、現に実施中の助成事業について事業計画、支払方法、収益納付、報告事項その他必要な事項を変更するときの手續は、公社が別に定める。
- 5 助成事業者は、交付決定時において適用される我が国の法令等（経済安全保障推進法、外国為替及び外国貿易法等）のみならず、本事業の社会実装計画期間中に改正、制定、又は施行される経済

安全保障、産業政策、及び安全保障貿易管理に関する一切の法令、政省令、及びガイドラインを遵守しなければならない。

別紙1（第5条関係）

新エネルギー推進に係る技術開発支援事業助成金に係る助成要件等

【共同企業体の要件】

- 1 共同企業体には、東京都内で実質的に事業を行う大企業と東京都内で実質的に事業を行う中小企業者をそれぞれ1者以上含めなければならない。
- 2 「東京都内で実質的に事業を行っていること。」とは、都内所在を証するために提出された帳票に記載された所在地において、単に事務所又は事業所としての建物その他の施設が存在することのみをもって足りるものではなく、当該所在地が、事業の必要に基づき設けられ、又は利用されている人的及び物的な事業基盤を通じて、継続的に事業活動が行われていると客観的に認められる状態をいう。この場合において、物的設備については、その所有又は専有の有無を問わず、当該法人が実際に事業遂行のために利用している通信環境、執務空間その他の設備を含むものとする。その判断にあたっては、申請書類の記載内容、法人のウェブサイト等の公表情報、看板・表札の設置状況、電話連絡時の応答状況、実際の事業内容、従業員の雇用・配置状況その他の事情を勘案し、公社が総合的に判断するものとする。

【構成企業及び協力企業の要件】

- 1 事業税等を滞納（分納）していないこと。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により国税・地方税の徴収（納税）猶予を受けている場合は、徴収（納税）猶予許可通知書の写し等を提出すること。
- 2 都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いを滞納していないこと。
- 3 過去に公社、国、独立行政法人、都道府県、区市町村その他公的機関が実施する補助金、助成金、委託事業その他公的支援制度において、不正受給、虚偽申請、目的外使用その他これらに類する重大な不適正行為を行っていないこと。
- 4 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- 5 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと。その他、連鎖販売取引業、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと（ただし、本助成金事業の趣旨や都の政策・方針に照らして、申請された事業への助成が妥当であると公社が認める場合はこの限りではない。）。
- 6 公社が公的資金の助成先として不適切であると認める重大な法令違反、反社会的行為、信用失墜行為又は公序良俗違反を行う者でないこと。

別紙2（第6条関係）

新エネルギー推進に係る技術開発支援事業助成金に係る助成対象経費

【総則】

助成対象経費は、助成対象事業の実施に直接必要な経費のうち、次の表に掲げるものとする。

なお、当該経費が助成対象となるか否かについては、経費の名称や形式のみによらず、助成事業との直接的な関連性、必要性、金額の妥当性及び説明可能性を総合的に勘案して判断するものとする。

【助成対象経費】

経費項目	内 容
原材料・副資材費	<p>成果物の構成部分として使用される原材料及び副資材、並びに研究開発、試作、実証又は量産準備段階において直接使用され、又は消費される原料、材料及び副資材の購入に要する経費をいう。</p>
設備及び機器の導入に要する経費	<p>当該研究開発、実証、実装又は量産準備の実施に直接使用する機械装置、工具器具、プラント、製造設備等の購入、製作、据付、改造又はそれらに付随する工事に要する経費をいう。</p> <p>※ 当該設備等について、助成事業の実施に不可欠な範囲において行われる法定点検、定期点検、安全確保又は実証の継続のために必要な最小限の修理又はメンテナンスに要する経費については、助成対象とすることがある。</p> <p>※ 当該設備等の通常の維持管理又は事業の継続とは直接関係しない修理及びメンテナンスに係る経費は、助成対象外とする。</p> <p>※ 一般的な土地又は建物の取得に要する経費は助成の対象外とする。この場合において、当該設備等の設置、運用又は安全確保のために必要最小限の範囲で設けられる建屋、架台、基礎その他これらに類する構築物については、助成対象とすることがある。</p>
外注費及び委託費	<p>外注費及び委託費とは、助成事業の実施に当たり、当該助成事業の目的達成又は成果最大化のために必要であって、助成事業者が自ら実施することが困難である業務、又は自ら実施するよりも専門性、効率性若しくは合理性の観点から、外部の知見又は能力を活用することが適当である業務について、外部の事業者、大学、試験研究機関、専門家その他これらに類する者に委託又は外注する場合に要する経費をいう。</p> <p>この経費には、次に掲げるものを含むが、これらに限られない。</p> <p>(1) 研究開発、試作、実証、実装又は量産準備に係る設計手法の検討、構造設計、デザイン設計・検討、プロトタイプ（試作品）の製作・検証、解析、システム設計、エンジニアリング、又はこれらに付随する業務を外部に委託する場合に要する経費</p> <p>(2) 自社以外の事業者、大学又は試験研究機関等と共同研究又は共同開発を実施する場合に要する経費</p> <p>(3) 高度な専門的知見又は経験を有する外部専門家等から技術的又は事業的な助言、指導、レビュー又はコンサルティングを受ける場合に要する経費</p>

	<p>(4) 実証又は試験の実施に必要な試作品、設備、機器等を試験実施場所又は実証場所等へ輸送するために、外部に委託して行う場合に要する経費</p> <p>(5) 助成事業の対象となる技術、製品又はサービスについて、市場性、需要動向又は顧客ニーズを把握するために、外部に委託して実施する調査、分析又は評価に要する経費</p> <p>(6) 成果物の社会実装又は事業化に必要な不可欠な規格、基準又は認証の取得、登録又は評価に係る業務を外部に委託して行う場合に要する経費</p> <p>(7) 大学、研究機関等が保有する技術又は知的財産の活用に伴い、技術移転、技術指導又はこれらに付随する支援を受ける場合に要する経費</p> <p>(8) 国際的な連携、調査、実証又は対外的な協議等において必要となる翻訳、通訳、速記その他これらに類する専門的業務を外部に委託して行う場合に要する経費</p> <p>(9) 助成事業の実施又は終了に伴い発生した試作品、実証機器等について、法令遵守、安全確保又は機密情報・知的財産の保護の観点から、専門業者に廃棄処理を委託することが必要である場合に要する経費</p>
<p>人件費</p>	<p>人件費とは、助成事業の実施に直接従事した者に係る経費であって、助成事業者と雇用関係にある社員又は役員に対して支払われる賃金、給与、賞与その他これらに類する経費をいう。</p> <p>この経費には、助成事業の遂行に不可欠な役割を担う事業責任者、技術責任者その他の主要な社員又は役員の人件費を含むものとする。</p> <p>なお、派遣社員その他これに類する形態により人材を受け入れている場合であっても、当該人材が助成事業者の指揮命令の下で日常的に業務に従事し、業務内容及び勤務態様が実質的に社員と同様であると認められるときは、人件費として取り扱うものとする。</p> <p>※ 助成対象時間数は、1人につき1日8時間、年間1,800時間を限度とする。</p> <p>※ 各従業者の当月助成対象経費算定額（時間給×当月従事時間）が当月給与総支給額を超える場合は、当月給与総支給額を上限とする。</p>
<p>リース費及びレンタル費</p>	<p>助成事業の実施に直接必要な機械装置、設備、機器等について、リース又はレンタルにより調達する場合に要する経費をいう。</p> <p>助成事業の実施に直接必要な事務所、施設、実証場所その他これらに類する不動産を賃借する場合に要する経費についてもこの経費に含めるものとする。</p>
<p>知的財産権の取得、出願又は管理に要する経費</p>	<p>助成事業の成果に係る知的財産権の取得、出願、維持又は活用に必要な経費をいう。</p> <p>この経費には、特許権等の出願費用、外国出願に必要な費用、及び当該成果の事業化に必要な範囲での実施権の設定又は譲受けに必要な費用を含む。</p>
<p>マーケティング費</p>	<p>助成事業の成果を社会実装又は普及に結び付けるために必要な市場分析、需要調査、顧客ヒアリング、初期的な営業活動その他マーケティングに係る取組に要する経費をいう。</p> <p>※ この経費の増額につながる助成対象経費の流用については、金額の大小にかかわらず、当該流用の実施前に、その内容及び理由について公社の</p>

	承認を受けるものとする。
その他助成事業の実施に必要であると認める経費	<p>前各号に掲げるもののほか、助成事業の目的達成及び成果最大化に資すると認められる経費であって、当該助成事業のために使用されることが特定及び確認できるもの。</p> <p>この経費については、都と協議の上、公社が必要と認めた場合に限り、助成対象とする。</p>